

## 「所沢市ダイオキシン類等の 汚染防止に関する条例」 がスタートします

平成11年3月の市議会で制定された「所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例」を10月1日から施行します。

この条例では、ダイオキシン類の主な発生源である廃棄物焼却炉の規模に応じて、ダイオキシン類の排出基準を既存基準に増して厳しく定めたり、小規模な焼却炉のばいじん（黒鉛・すす）の排出基準や詳細な構造・維持の基準を定めています。

事業者の方で一定規模以上の焼却炉をお持ちの方、またはこれから設置しようとする方は、この条例の施行に伴い10月1日(金)から市への届け出が必要になります。

### ●届け出が必要な廃棄物焼却炉（いずれかに該当する場合）

焼却炉の区分	焼却能力	火格子面積	火床面積	燃焼室の容積
施設A	200kg/時～	2㎡	—	—
施設B	100～200kg/時	1～2㎡	1㎡～	1.4㎡～
施設C	30～100kg/時	0.3～1㎡	0.3～1㎡	0.42～1.4㎡

### ●廃棄物焼却炉設置者の義務

- ダイオキシン類（施設A）、ばいじん（施設B・C）の排出基準の遵守
- 構造・維持管理基準の遵守
- ばい煙濃度の自主測定および記録の実施。ただし、小規模な施設（施設B・C）をお持ちの方は、埼玉県公害防止条例に基づく自主測定および記録が実施されている場合、改めて実施する必要はありません。

### ●屋外燃焼行為について

この条例では、市民の方に落ち葉・枯れ枝の焼却など、一部の焼却行為を除き、廃棄物の処理を目的とした屋外での燃焼行為をしないようお願いしています。

また、落ち葉や枯れ枝の焼却など、条例の対象外の行為につきましても、周辺環境に影響を及ぼさないよう、十分な配慮をお願いします。

問い合わせ 環境指導課（☎998-9230）



市では、安全で快適なまちづくりのため、家庭などから出されるごみの資源化・減量化を進めていくとともに、将来にわたってごみを安定して処理できるシステムを確立することが極めて重要な課題となっております。

現在、ごみの処理は東部・西部両清掃事業所で行っています。しかし、稼働から21年以上が経過し

た東部清掃事業所は、老朽化が著しく平成14年12月からのダイオキシン類規制に関する国の新基準を満たすことが困難です。また、震災時の安全性にも問題のあることが指摘されています。

東部クリーンセンターの焼却施設規模は、これまでの焼却実績等により300t/日としてきたところですが、このたび平成10年度

の焼却実績が市民の方々のごみの資源化・減量化へのご理解とご協力により減少したことに伴いまして230t/日に縮小することにしました。

この施設規模は、平成21年度の資源化率30%、焼却処理率70%を目標に、古紙の分別収集、剪定枝のチップ化等の新たな資源化・減量化施策の効果を見込み設定したものです。

また、ダイオキシン対策では、 $0.1 \text{ ng-TEQ/Nm}^3$  (設計目標値  $0.05 \text{ ng-TEQ/Nm}^3$ ) として

### ■東部クリーンセンター焼却施設規模

	新	旧
焼却処理施設	230t/日	300t/日
灰溶融施設	60t/日	70t/日
リサイクルプラザ	88t/5h	88t/5h
ダイオキシン類 自主規制値 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	0.01	0.1 (設計目標 値…0.05)

きた自主規制値を、さらに厳しくその10分の1となる $0.01 \text{ ng-TEQ/Nm}^3$ に再設定しました。

環境への負荷の低減を図り、廃棄物循環型社会に向けての清掃総合施設である東部クリーンセンターの一日も早い建設に向け、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 東部クリーンセンター  
建設室 (☎998-9388)

# 広報 とろざわ 情報館

No.888

2000(平成12)年

4.20

編集・発行：所沢市役所企画部広報広聴課

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

☎ 042 (998) 9024・FAX042 (994) 0706

インターネット・ホームページ・アドレス

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>

テレホンガイドとろざわ

☎0120 (432) 834

## みんなでなくそう ダイオキシン ゼロに向けてのまちづくり



### 事業所用小型焼却炉の撤去費用を補助します

市では、ダイオキシン類の削減に向けた対策の一環として、事業者の方が所有する小型焼却炉を市に登録している事業者により撤去した場合、費用の一部を補助します。

**対象者** 次のすべての条件を満たしている方

- ①小型焼却炉を市内に設置し、所有している事業者の方
- ②撤去後、新たに焼却炉を設置しない事業者の方
- ③市税を完納している事業者の方

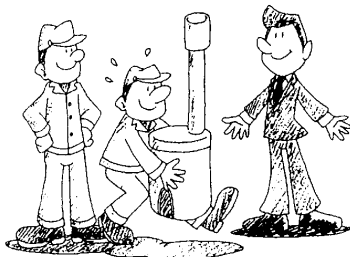
**対象焼却炉** 工場、小売店、事務所等の事業所において事業の用に供されている小型焼却炉（おおむね、焼却能力200kg/時未満又は火格子面積2㎡未満のもの）

**補助金額** 撤去に要する費用の80%（100円未満切り捨て）で16万円を限度とします。

**申請方法** 市役所2階ダイオキシン対策室にある申請書に必要な事項を記入し、登録撤去事業者からの見積書及び納税証明書を添えて提出してください。

◎申請受付後に設置状況を調査して交付決定をします。補助金は、撤去完了後に交付します。

◎受け付けは予算の範囲内で締め切ります。申請はお早めにお願います。



- 分別・リサイクルを行って焼却量を減らしましょう
- 安易な焼却はやめましょう

### 5月のダイオキシン相談

市民の皆さんのダイオキシン類に関する疑問や不安に、相談員がお答えします。相談日などは次のとおりです。

**相談時間** 午後1時～4時（1人30分程度）

**ところ** ダイオキシン対策室（市役所高層棟2階）

日時	主な相談内容	相談員名
5月12日(金)	ダイオキシン類と健康について	横浜国立大学 客員教授 医学博士 住吉好雄さん
5月17日(水)	ダイオキシン類と排出抑制 や廃棄物処理等について	財団法人環境衛生センター 環境工学部次長 藤吉秀昭さん

◎予約制となります。ご希望の方は、事前に申し込んでください。  
申し込み・問い合わせ ダイオキシン対策室（☎998-9417）